

ジオ鉄 利用規定

(目的)

第1条 この規定は、別記ジオ鉄を利用する際に必要な事項を定め、鉄道を利用しながら沿線に広がる自然を楽しむ旅を通して大地の成り立ちと大地の変化に思いを馳せるジオ鉄の振興と発展、公益財団法人深田地質研究所（以下「深田地質研究所」という。）の地学普及事業の推進向上、観光と地学教育を融合しながら相乗効果的にジオと鉄道の文化を広め、ジオ鉄の普及とPRに寄与することを目的とする。

(ジオ鉄に関する権利)

第2条 ジオ鉄（商標登録第5378786号）の利用に関する一切の権利は、深田地質研究所に属する。

(利用許諾の申請)

第3条 ジオ鉄を利用しようとする者（以下「利用許諾申請者」という。）は、あらかじめ深田地質研究所の許諾を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、深田地質研究所が主体となってジオ鉄を利用する場合、もしくは深田地質研究所がとくに認めた場合には、利用許諾の申請手続きを省略することができる。
- 3 収益事業を目的とする利用許諾申請者は、「ジオ鉄利用許諾申請書」（別記様式第1号）に次の書類を添えて、深田地質研究所に提出しなければならない。
 - (1) 会社概要等、利用許諾申請者の事業内容がわかる資料
 - (2) ジオ鉄の利用状況がわかる完成見本等
 - (3) その他深田地質研究所が必要と認める書類
- 4 深田地質研究所は、利用許諾申請者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(利用許諾の手続き)

第4条 深田地質研究所は、第3条の利用許諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的と合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。なお、この場合、深田地質研究所は利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

- 2 深田地質研究所は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、「ジオ鉄利用許諾書」（別記様式第2号）を申請者へ通知するものとする。
- 3 利用許諾の期間は、利用許諾の日から最長1年間とする。（但し、短期の利用や、利用状況について1年以内に確認が必要な場合等は、深田地質研究所が適切な期間を設定する。）

(利用許諾の制限)

第5条 深田地質研究所は、前項の規定に関わらず、利用許諾申請者のジオ鉄の利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

- (2) 深田地質研究所の信用又は品位を害するものと認められる場合
 - (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
 - (4) 特定の個人、団体、法人（深田地質研究所を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合
 - (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められる場合
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に利用される場合
 - (7) ジオ鉄の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - (8) ジオ鉄のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (9) その他、深田地質研究所がジオ鉄の利用が適当でないと認める場合
- 2 深田地質研究所は、前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、「ジオ鉄利用不許諾書」（別記様式第3号）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

（許諾内容の変更等）

- 第6条 利用許諾を受けた者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ「ジオ鉄利用許諾変更申請書」（別記様式第4号）を深田地質研究所に提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。
- 2 深田地質研究所は、前項に規定する変更についての利用許諾を行った場合は、「ジオ鉄利用許諾変更許諾書」（別記様式第5号）により当該利用者に通知するものとする。

（利用上の遵守事項）

- 第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) ジオ鉄の利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
 - (2) ジオ鉄の利用にあたっては、利用許諾を受けた内容に限ること。
 - (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
 - (4) 利用許諾を受けた者は、「ジオ鉄は深田地質研究所の登録商標です」及び利用許諾番号（「©2009 ジオ鉄 ●●●●●●」又は「©2009 Geo-Tetsu ●●●●●●」●●●●●●には許諾番号が入る）を、利用許諾を受けた対象物に必ず行うこと。
 - (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
 - (6) 第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
 - (7) 当該利用許諾に係る利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、深田地質研究所が別に指示する。
 - (8) 深田地質研究所が行う売上調査その他の照会に応じること。

(9) その他各種の法令を遵守すること。

(利用料)

第8条 ジオ鉄の利用料については、当分の間、無料とする。

(許諾の取消し等)

第9条 深田地質研究所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消すことができる。

- (1) 提出した「ジオ鉄利用許諾申請書」、「ジオ鉄利用許諾変更申請書」の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第5条第1項に該当するに至った場合
- (3) 第7条の遵守事項に違反した場合
- (4) その他利用許諾又は継続が不相当であると認められた場合

2 深田地質研究所は、前項に規定する取り消しを行った場合は、「取消し通知書」（別記様式第6号）により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用対象物等に利用許諾取消しの日からジオ鉄を利用することはできない。

4 深田地質研究所は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。

5 深田地質研究所は、前三項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 深田地質研究所は、第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた者が、その取消し後に行った利用許諾申請について、必要と認める期間、当該事業者の利用許諾を行わないことができる。

7 深田地質研究所は、利用許諾を受けずにジオ鉄を利用した者が行う利用許諾の申請について、前項の規定を適用することができる。

8 前二項に定める深田地質研究所が必要と認める期間は、第6項の規定については取消しの日から、第7項の規定については深田地質研究所が事実を確認した日から起算して、最長10年間とする。

(申請等の取下げ)

第10条 第3条及び第6条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、「取下げ申請書」（別記様式第7号）を深田地質研究所へ提出することで、当該申請を取下げることができる。

(利用の非独占性等)

第11条 この規定による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してジオ鉄を

利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について深田地質研究所が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 深田地質研究所は、この規定による利用許諾、利用許諾の内容に係る変更申請及びジオ鉄利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第13条 深田地質研究所は、ジオ鉄の利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、ジオ鉄を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、深田地質研究所に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、ジオ鉄の利用に際して故意又は過失により深田地質研究所に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を深田地質研究所に賠償しなければならない。

4 深田地質研究所は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第14条 深田地質研究所は、ジオ鉄の利用許諾の状況等について広く利用促進を図る観点から、ジオ鉄の利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この規定に関する事務は、深田地質研究所内に設立された深田研ジオ鉄普及委員会が行う。

(その他)

第16条 この規定に定めるもののほか、ジオ鉄の利用に関し必要な事項は、深田地質研究所が別に定める。

付 則

この規定は、平成26年10月14日から施行する。

平成27年10月14日 改正

以 上